

政令第二十二号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「福 島」を  
「福 島  
茨 城  
百 里  
」に改める。

附 則

この政令は、平成二十二年三月十一日から施行する。